

別記

障害児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める 意見書

平成26年1月、我が国が批准した国連「障害者の権利に関する条約」は、第19条(a)で「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」とし、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食料、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに、生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」としている。

しかし、現行の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設など、社会資源の絶対的不足を慢性化させ、結果として多くの障害児・者の自立を困難なものにしている。

障害児・者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実で、生きる基礎となる「暮らしの場」の整備を切実に望んでいる。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が「長期のショートステイ（いわゆるロングショート）」を余儀なくされている問題など早急に解決すべき課題である。

こうした現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、「地域か、施設か」、「グループホームか、入所施設か」の選択でなく、地域で相互に連携した運営と拡充が図られ、障害児・者が体験的に選択できる状況を実現するよう、下記の事項を強く要望する。

記

1. 障害児・者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会的資源を拡充すること。
2. ホームヘルパーなど福祉人材を確保するために、報酬単価を引き上げること。
3. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
4. 前3項を実現するために、障害者関連予算を増額し、施策の重要な担い手となっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 伊達忠一 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
財務大臣 麻生太郎 殿
総務大臣 野田聖子 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会